※本公募は、令和５年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

令和５年度農山漁村振興交付金
（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）公募要領

第１　はじめに

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を実現するためには、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例（以下「『ディスカバー農山漁村（むら）の宝』選定事例」という。）を選定し、全国へ発信する取組により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図ることが重要です。

また、農山漁村地域の有する資源の価値を評価することにより地域資源の保全と地域の活性化を推進する、農業遺産や世界かんがい施設遺産の取組や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払の取組は、「美しく活力ある農山漁村」の実現に資する取組であることから、これら農業遺産等の更なる認知度向上を図ることが重要です。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けた「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信等の取組や、農業遺産等について広く情報発信する取組等を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金実施要領案（以下「実施要領案」という。）及び実施要領案別記１を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出していただくようお願いします。

公募期間：令和５年２月 22 日（水）から令和５年３月 10 日（金）まで

第２　事業内容等

この要領により公募を行う事業の内容、事業実施主体及び事業実施期間は、次のとおりです。また、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表１から４までに定めるとおりです。

１　事業内容

事業の内容は、以下のとおりです。

（１）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信
（２）農業遺産等の情報発信
①イベントや交通広告、SNS 等を活用した広報及び研修会の実施
②教育コンテンツの作成等
③多面的機能等に関するシンポジウム等

２　事業実施主体
事業実施主体は、次の（１）から（４）に示す要件全てを満たす民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とします。
（１）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること
（２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること
（３）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること
（４）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること

３　事業実施期間
本事業の事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和６年３月 31 日までとします。

第３　提案書の作成及び提出等

１　応募に必要な書類
（１）農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添１、２、３及び４。以下「提案書」という。）
提案書には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画を記入してください。
なお、振興交付金の対象となる経費については、別紙１を参照してください。
（２）提案書に添付する資料
提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。
ア　設立趣意書、定款、寄附行為及び規約
イ　提案者の活動内容の概要が分かる資料
ウ　提案者の過去３年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。設立から３年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料）
エ　提案者の過去３年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から３年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料）

オ　役員・職員名簿及び組織図

カ　提案書の取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ　事業費の算出決定の根拠となる資料

２　応募に当たっての留意事項

（１）提案者が、提案書類の提出から過去３年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正を判断する審査において、その事実を考慮するものとします。

（２）第２の１の（１）及び（２）の①から③までの各事業については、単独又は複数での応募が可能です。

（３）第２の１の（２）の①及び②の各事業について提案する場合には、次の資料を参考にしてください。

・　令和４年度農山漁村情報発信事業成果物

マンガ「ミーとトラの大冒険　日本の農業と伝統文化」及び解説資料、動画「ニッポンの農業遺産」及び授業用スライド、動画「のぞいてみよう！田んぼの世界」

掲載している URL：

https://www.nhk-ed.co.jp/business/kyozai/nougyou/

３　提案書の提出方法等

（１）提出方法

第８に記載する書類提出先に持参又は郵送してください。

（２）提出期限

令和５年３月 10 日（金）17 時まで（郵送の場合は同日必着）

（３）提出に当たっての留意事項

ア　提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）に、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりません。

イ　提出する提案書等は、第２の１の（１）及び（２）の①から③までの各事業ごとに、提案者１者につき１点に限ります。

ウ　提案書等の提出部数は１部です。（提出いただく提案書等については、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようＡ４片面クリップ留めで御提出ください。）

エ　提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ　提出された提案書等については、機密保持に努め、審査以外には使用しま

せん。

カ　第２の１の（１）及び（２）の①から③までの各事業を複数選択して応募する場合であっても、提案書等は事業ごとに分けて作成・提出していただくようお願いします。

ク　提案書等の提出については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。

なお、電子申請の詳細については、こちら（https://e.maff.go.jp）から御確認ください

第４　説明会の開催

公募に係る説明会は開催いたしません。なお、お問合せについては、第８をご参照ください。

第５　提案書の選定等

１　審査方法

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が、外部有識者等による選定審査委員会を設置し、２に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

２　審査の観点

（１）事業の趣旨、目的の理解度

・　事業の趣旨や目的を理解しているか

（２）事業の実現性と効率性

・　実現性のある計画となっているか

・　計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか

（３）事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性

・　プロジェクトマネージャーのもと、事業実施に必要な人材や体制が確保されているか

・　適切な経理処理能力を有しているか

（４）別表１から４までの事業内容に対する各実施手法の妥当性、取組の効果

３　選定結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。また、当該通知においては、第６の１の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

なお、交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります。その際には、事前に該当する提案者に連絡します。

第６　事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

１　農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から第５の３の通知を受けてから１月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となりますので振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、振興交付金の対象とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

（１）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※公示にあわせて掲げる「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

（２）旅費については、旅費規程等の適切な根拠資料

（３）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

２　振興交付金の支払手続

交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付等要綱の第 10 に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

農林水産大臣は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

（１）交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の４月 10 日又は事業完了の日から起算して１月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。

（２）その後、農林水産大臣は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。

第７　事業実施に当たっての留意事項

１　成果物等の帰属について

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（ＷＥＢサイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）の著作権は、交付候補者に帰属しますが、国が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求めた場合、交付候補者は、国又は国が指定する利用者（以下本号において「国等」という。）が当該権利を無償で利用することについて許諾することとします。

また、本事業の実施期間中及び本事業の終了後５年間、交付候補者は、交付事業の成果により生じた著作権について、国等以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産大臣に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体も同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と当該団体との間における事業成果の取扱いについては、交付事業を開始する前に、両者で協議・調整してください。

２　収益状況の報告及び納付

交付候補者は、事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

３　振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合には、農林水産大臣は振興交付金の交付決定を取り消し、交付された振興交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

４　罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがあります。

農村振興局長は、本事業の実施に当たり、交付候補者について調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

第８　問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡をお願いします（問合せ時間：10:00～17:00　※平日のみ）。

（１）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950　東京都千代田区霞が関１－２－１

TEL：03－3502－8111（内線 5451）

（２）農業遺産等の情報発信

①及び②

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課

〒100-8950　東京都千代田区霞が関１－２－１

TEL：03－3502－8111（内線 5621）

③　農林水産省農村振興局整備部農地資源課

〒100-8950　東京都千代田区霞が関１－２－１

TEL：03－3502－8111（内線 5618）

別紙１　対象経費の区分等

区　分	経　費
１　人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
２　報償費	謝金
３　旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
４　需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
５　役務費	通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等
６　委託料	コンサルタント等の委託料
７　使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
８　備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
９　報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10　共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11　補償費	借地料等
12　資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13　機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

注意点

１　実績報告書の提出時点までに支払を証明できる証拠書類等が提示されない場合には、原則として必要な経費として認められません。

２　交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、原則、本事業の交付対象とはなりません。

３　交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。

４　本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要するもの）は交付対象とはなりません。

別表１

事項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信 １　コンテンツ等の作成・運用	農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例の情報を広く発信する取組により、その横展開及び認知度向上を図る取組を推進する。 **（１）特設 Web サイトの作成・運用** （事業内容） 地域において地域活性化や所得向上に関する取組を行っている企業、団体、地域住民等（以下「活動団体等」という。）をはじめ幅広い層に対して優良事例の情報発信を行うことで、地域における取組のきっかけとなり、あるいは、さらなる発展、拡大を推進するため、既存の Web サイト（※）内において、 ①　「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に選定された団体及び個人（以下「選定地区」という。）のうち、過年度の選定地区から特定の地区をピックアップし、インタビュー方式（図表入り）によって収集した、活動開始からインタビュー時点までの軌跡や、選定されたことによる具体的なメリット等についての情報 ②　「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に係る各種イベント（募集情報の掲載、応募の受付及び集計作業を含む）等の情報 ③　第１回から第 10 回までの選定地区の取組内容や産品等に関する情報 について効率的かつ効果的に閲覧できる Web サイト（スマートフォン等のモバイル機器にも対応すること）を閲覧しやすい構成で整備するとともに、コンテンツの充実を図った上で、適時に情報発信を行うこと。 （留意事項） ・　②の情報のうち応募の受付及び集計作業に当たっては、農林水産省と協議の上で実施するものとし、応募案件を審査するための基礎資料として取りまとめること。 ・　Web サイトの閲覧状況等を踏まえて情報発信方法を検討し、必要に応じたサイトの更新、各種メディアを活用した周知等、継続的に効果的な情報発信を行うこと。 ・　Web サイトの運営に必要なサーバー費用及び引継ぎに必要な経費等については、本事業の経費とすることができる。また、既存の Web サイト（※）を運営していた株式会社プラ	2,500 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。

	ンドゥ・ジャパンと円滑かつ適切な引継ぎを行い、Web サイトの継続性を維持すること。 （※）https://www.discovermuranotakara.com/ **（２）動画の制作** （事業内容） 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上に資する内容の動画として、応募喚起用の動画及び第 10 回選定地区（グランプリ受賞地区）の紹介動画を作成する。 **（３）ポスター・リーフレット等の作成・配布** （事業内容） 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」への活動団体等からの応募喚起に向け、効果的な PR を促進するためのポスター、リーフレット、第 10 回選定における選定地区の事例集等を作成するとともに、３のイベントのほか幅広く配布し、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組の全体的な認知度向上が図れるよう工夫すること。 **（４）二次利用等（留意事項）** （１）から（３）までの取組に当たっては、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上を目的とした農林水産省による動画等の二次利用について、あらかじめ被撮影者の承諾を得ておくこと。	
２　効果的な情報発信（SNS 等を活用した認知度向上の PR）	（事業内容） 情報伝達力の高い SNS（Instagram、Facebook、Twitter 等を連携）をタイムリーかつ効果的に活用し、活動団体等のみならず幅広い層における「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区についての認知度及び関心を高めるため、テーマを決めて選定地区から画像を中心とした情報等を収集し、５月中には発信を開始し、年間を通じて継続的かつ効果的な情報発信を行うこと（月１回以上）。 （留意事項） ・　「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の選定地区や取組の全体的な認知度向上に向け、ターゲットに訴求しやすい媒体を活用し、各選定地区のモノやコトなどの情報の掲載を行うこと。特に第 10 回目の選定という節目の回となることについて広く周知する工夫を凝らすこと。 ・　SNS 広告やリスティング広告等を活用し、特設サイトに掲載する募集情報や商品紹介などの情報へのアクセス誘導を行うこととし、募集時期等とリンクした効果的な時期に実施すること。	

3　イベントの開催	「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」のより効果的な展開等に向け、下記のイベントを開催すること。 なお、イベントの実施に際しては、自社メディア以外のメディア等も活用するなど工夫を凝らし、地方紙等に取り上げられるようニュースバリューを高めた情報発信を行う。 **（1）分野別セミナー・交流会の開催** （事業内容） 過年度までの選定地区の中から、選定地区数が多く、地域活動づくりやブランド化など、他の地域における取組の参考となるような分野について、以下の内容のセミナー等を開催すること。 ①　有識者懇談会委員等からのメッセージ ②　過去選定地区の取組発表 ③　有識者懇談会委員や過去選定地区等の農山漁村の地域活性化等に取り組む者によるパネルディスカッション等 （留意事項） ・　多くの参加が得られるよう、参加者の募集方法について具体的に提案すること。 ・　過年度の開催実績に捉われることなく、新たな視点や知見を盛り込んだ内容とすること。 **（2）地域別サミット等の開催** （事業内容） 地方農政局ブロック単位の２～３地域において、令和５年７月末までを目途に、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」のより効果的な展開に向け、地域ごとにこれまでの選定地区等が参加し、交流をさらに深め、現状の取組の推進や新たな取組へのチャレンジが生まれるような連携に資するネットワーク強化イベント（地域別サミット）を開催すること。 また、当該イベントと合わせて「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組を一般消費者へ幅広く PR できるイベントを開催すること（過年度までの選定地区が参加するマルシェや取組の展示等）。 **（3）マルシェの開催** （事業内容） 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組及び選定地区の認知度向上のため、第 10 回選定における選定地区 30 地区程度が自らの産品や取組内容等を出展するマルシェを、10 月以降を目途に都内において開催し、来場する活動団体等や	

	国内の幅広い層が直接交流し、情報発信を行う機会を設けること。 （留意事項） 　マルシェの開催については、開催方法等について新たな視点を取り入れた提案を行うものとする。また、例えば（１）のセミナー等と同時期に開催することなどにより、最大限に効果が得られるようにすること。	
４　効果測定の実施	上記１から３までの取組において、Web サイトの閲覧数やサミット、マルシェの来場者数等の数値目標を設定した上で、年代や職業等の属性を踏まえ、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区の認知度向上にどのように影響し、どのような層がどのようなコンテンツに対して反応しているかなどについて分析し、その結果を報告すること。 　また、より効果的な事業となるよう、次年度以降の情報発信方法の基礎となる改善策を取りまとめること。	

別表２

事項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農業遺産等の情報発信（イベントや交通広告、SNS 等を活用した広報及び研修会の実施） **１　集客力の高いイベントを活用した PR の実施** **２　農業遺産の認知度向上のための交通広告の実施**	農業遺産認定制度は、伝統的な農林水産業を営む地域を認定するものであり、伝統的な農林水産業の次世代への継承と、農業遺産認定地域の自立的かつ持続的な活性化の推進を目的としている。 世界かんがい施設遺産認定制度は、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰するものであり、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的としている。 本事業では、一般国民に対する農業遺産の認知度向上、理解醸成を図り、農業遺産への関心層を増やすことを通じて地域振興につなげるため、イベント出展や交通広告等を通じた情報発信を行うとともに、イベント出展に関連し農業遺産の価値を効果的にＰＲする方法等について得られた情報を、地域の関係者に広く横展開するための研修を行う。 また、世界かんがい施設遺産の関係者が当該施設を活用し、地域の活性化の取組として、特産品の付加価値の向上、訪問者の拡大、施設の保全等を目的とした情報発信をより効果的に実施できるよう研修を行う。 一般国民の農業遺産に対する認知度向上、理解醸成を図るため、農業遺産への関心が高いと見込まれる環境や教育に関心の高い層が多く集まり、全国的な情報発信が可能な首都圏等で開催されるイベントに出展し、農業遺産地域における SDGs に貢献する取組内容、持続的な農法で生産した地域産品の魅力、学校教育への農業遺産の活用等について、対面での PR を実施すること。併せて、同イベント内でのオンライン版にも出展し、農業遺産制度を説明する動画を作成し制度の理解醸成を図るとともに、農業遺産地域の紹介、これまで作成した教育コンテンツ（動画）の放映等により、オンライン来場者への周知も図る。 農業遺産の認知度向上を図るため、農業遺産地域への興味関心、観光意欲を喚起させるような内容のプロモーション動画を作成し、特に農業遺産認定地域が多く分布する関西の大都市圏において、一般国民を対象に情報発信が可能な媒体（電車の車内広告や駅構内のデジタルサイネージ等）により発信すること。	1,600 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。

3　情報発信に関する研修会の実施	（1）農業遺産認定地域の情報発信に関する研修会 　農業遺産認定地域の関係者を対象に、農業遺産における環境への関心が高い層への訴求や学校教育での活用等、各認定地域が主体的に情報発信を行う上で有益な知識や情報を習得できる研修会を実施すること。 　なお、研修会の講師は、環境関連の専門家や環境教育等に関して幅広い知見を有する者とすること。 　また、１のイベント出展を通じて得られた知見を横展開する他、地域の成功事例等について地域担当者を交えたグループディスカッションができる研修会とすること。 （2）世界かんがい施設遺産の効果的な活用のための情報発信に関する研修会等 　世界かんがい施設遺産の施設管理者、関係市町等を対象に、経営コンサルタント、広告代理店等の有識者を招き、遺産施設を含む地域資源の歴史、景観、伝統芸能、特産品等を活用したブランディングを通じた地域活性化に繋がる取組や、その取組を効果的に行うための情報発信手法（SNSによる情報拡散）に関する研修会を実施すること。 　また、本研修会に先立ち、情報発信を促進するため、「世界かんがい施設遺産」の制度やその重要性、魅力等が受け手に伝わる動画資料の作成を行うこと。	
4　効果測定の実施	１～３の情報発信の取組により、農業遺産等の認知度がどの程度向上したのか、どのような層の一般国民の関心が高まっているのか等を事業実施に係る数値目標を設定した上で分析し、情報発信の取組ごとに結果報告するとともに、認知度向上及び関心の想起等の改善策を検討し、次年度以降の情報発信方法の基礎となるよう取りまとめること。	

別表３

事項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農業遺産等の情報発信（教育コンテンツの作成等） **１　教育コンテンツの作成**	農業遺産など農業農村の有する様々な地域資源と多様な価値を次世代へ継承するためには、首都圏を含む全国の教育現場において農業農村が有する多様な価値の理解醸成に取り組むことが重要である。 本事業では、農業遺産や多面的機能を含む農業農村の多様な価値について学ぶことのできる教育コンテンツ（図書、授業プログラム等の補助教材）を作成する。 若年層が自発的に読みたくなるような、以下①～③の教育コンテンツを作成すること。 教育コンテンツは、農業農村が有する歴史的・文化的価値に着目し、読者の知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性等の資質向上につながるものとする。学習指導要領と関連付けた内容とすることが望ましい。 ①　農業土木のルーツとなる過去から養われてきた水の技術などを題材に取り上げ、土地改良が果たしてきた社会的役割について理解を深めることができる資料とする。併せて近年の最新技術についても盛り込むこと。（別紙２） ②　持続可能な農林水産業のモデルとして農業遺産地域を題材に取り上げ、環境に配慮した農林水産業や、資源循環、生物多様性、伝統文化といった多面的機能などの環境教育に繋がる情報を盛り込むこと。 ③　農地周辺の草刈りや泥上げ、ごみ拾いといった多面的機能支払の共同活動が SDGs の 17 項目に、それぞれどのように貢献しているのかをわかりやすく解説する資料。 作成物は次のとおり。 【農業土木の技術に関する作成物】 ①　中学高校生向け教材資料（印刷用原稿：A4 サイズ、30～40 枚程度、マンガ形式） ②　教材資料の解説資料 【農業遺産関連の作成物】 ①　中学生向けテキスト（印刷用原稿：A4 サイズ、20~30 枚程度） ②　授業用スライド（電子媒体：Power point 資料 20 頁程度） ③　教師向け解説資料 【多面的機能支払関連の作成物】 ①　家庭学習用資料（印刷用原稿：A4 サイズ、20～30 枚程度）	2,300 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。

	なお、教育コンテンツの内容の検討に当たっては、専門家や学校教員等の関係者への意見聴取等を実施すること。	
2　校外学習・出張授業プログラムの作成	農業遺産など農業農村の有する様々な地域資源と多様な価値への理解を促し関心を高めるため、また教育機関においてこれまで作成した教育コンテンツの活用を促進するため、通常の授業での利用に加え、農業遺産地域等周辺を訪問しての校外学習や都市部の学校において実施する出張授業にも活用できる授業プログラムを作成する。 作成物は次のとおり。 ① 授業教材としてこれまで作成した教育コンテンツ（動画、授業用スライド）を活用できるよう、作成した教育コンテンツに合わせて校外学習及び出張授業それぞれの授業の流れや、農作業体験等を含む体験学習、学習問題等をまとめた授業プログラム ② 児童に楽しく学んでもらうためのワークシート（通常授業用、校外学習用及び出張授業用） ③ ①及び②を教育機関へ周知するためのリーフレット なお、校外学習・出張授業プログラムの内容の検討に当たっては、専門家や学校教員等の関係者への意見聴取等を実施すること。	
3　作成した教育コンテンツの広報	１及び２で作成した教育コンテンツについては、首都圏を含む全国の教育機関で幅広く活用されることを目指し、教育機関への教材周知用リーフレット等の紙媒体による周知など活用促進を図るための広報を行うこと。併せて作成物を印刷し、配布すること。	
4　効果測定の実施	３の広報の取組によって農業遺産など農業農村の有する様々な地域資源と多様な価値の理解醸成及び認知度向上にどのように影響したのか等について、事業実施に係る数値目標を設定した上で分析し結果報告すること。また、より効果的な事業となるよう次年度以降の情報発信手法の基礎となる改善策を取りまとめること。	

別紙２

【教育コンテンツ（案)】

歴史から学ぶ土地改良の役割（仮）

テーマ	内容
１　稲作技術伝来と古代国家による開発	日本の風土、条里制、荘園制とそれに伴う水の技術の開発など
２　自治組織と水利秩序の形成	自治組織「惣」による村掟と水争い、分水・番水などの水利秩序の形成など
３　治水と新田開発	武田信玄（信玄堤)、加藤清正（白川・坪井川大改修)、豊臣秀吉（太閤堤)、見沼代用水など
４　土地改良の近代化	明治用水、三大疏水の開発など
５　戦後復興と土地改良	愛知用水、八郎潟干拓、ほ場整備事業など
６　これからの農業農村整備	スマート農業、国土強靱化、食料安定供給など

別表４

事項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
農業遺産等の情報発信（多面的機能等に関するシンポジウム等） **１　多面的機能等に関するシンポジウムの開催** **２　教育機関との連携活動の推進**	本事業では、多面的機能支払の活動に関する認知度向上、理解促進や、地域資源の保全・活用の推進のため、多面的機能支払交付金の活動組織（以下「活動組織」という）、一般国民等を対象にシンポジウムを開催する。あわせて、農業遺産等の認定団体や全国約 26,000 の活動組織が連携して、農業・農村が有する価値を次世代に引き継ぐことが重要であるため、学校での出前講座や体験学習を実施する等の教育機関との連携活動を推進する。 多面的機能支払の活動の認知度向上、理解促進や、地域資源の保全・活用の推進のため、活動組織、一般国民等を対象にシンポジウムを開催すること。シンポジウム内容については、動画公開等により一般国民に広く周知されるよう努めること。シンポジウムの具体的な内容については ①　一般国民向けに、多面的機能や農業遺産の紹介、多面的機能が発揮されている分かりやすい活動事例の紹介、教育機関との連携活動の紹介、SDGs に対する貢献に関する紹介等を行うこと。 ②　活動組織・認定団体・行政担当者向けに、多面的機能支払制度の周知や優良事例の横展開、地域資源の保全・活用に有益な技術（スマート水管理等）の実演等を行うこと。また、教育機関の連携活動を推進するため、連携するまでのプロセスを紹介するとともに、先進地区のキーパーソンを招いてパネルディスカッション等を行うこと。 全国約 26,000 の活動組織や農業遺産等の認定団体が活用可能な教育コンテンツを利用して教育機関との連携に係るモデル地区を選定し連携を行う。 ①　連携の意向がある活動組織リストを用いてモデル地区を選定する。 ②　連携を行っていく上での課題、教育活動を実施するに至るまでのプロセスについて、現地調査等を通じて把握し、整理する。 ③　②を通じて把握した情報を用いて優良地区の事例をとりまとめ、１において活動組織や行政担当者に周知する。	600 万円を上限として、1 事業実施主体を公募します。

3　効果測定の実施	１及び２の情報発信の取組が農業・農村が有する多様な価値の理解醸成及び認知度向上にどのように影響したのか等について、事業実施に係る数値目標を設定した上で分析し結果報告すること。また、より効果的な事業となるよう次年度以降の情報発信手法の基礎となる改善策を取りまとめること。	

別添１

令和５年度農山漁村振興交付金事業実施提案書
（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）

令和　年　月　日作成

殿

代表者住所
団体等名称
代表者氏名
運営責任者氏名
電話番号

１　事業内容
「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信

２　事業実施提案内容
別紙のとおり

注１　電話番号は常時連絡が可能な代表者又は運営責任者の番号を登録してください。携帯電話の番号でも構いません。
注２　交付候補者の選定結果は、記載された所在地及び代表者宛に送付されます。

別紙

令和５年度

農山漁村振興交付金事業実施提案書

（農山漁村発イノベーション対策（農山漁村イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）
「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信

事業実施主体の概要

取組のポイント

１．事業実施主体

事業実施主体名	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

２．事業実施における全般的な現状と課題

※農山漁村振興交付金公募要領の趣旨を踏まえて記入してください。

３．課題に対する対応

※２で挙げた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記してください。

４．目標

※目指す将来像を踏まえ、本事業での取組内容に直結した目標を記入してください。

５．事業実施内容

※３に記載した内容を踏まえつつ、本事業で取り組む内容を記入してください。

（１）コンテンツ等の作成・運用

①特設 Web サイトの作成・運用

②動画の制作

③ポスター・リーフレット等の作成・配布

（２）効果的な情報発信

SNS 等を活用した認知度向上の PR

（３）イベントの開催

①分野別セミナー・交流会の開催

②地域別サミット等の開催

③マルシェの開催

（４）効果測定の実施

６．事業計画とその経費の内訳（※積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費　（単位:千円）

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①　＝②＋③＋④	②	③	④	

注１　取組内容は、「５．事業実施内容」と整合を図ること。

注２　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。

別添２

令和５年度農山漁村振興交付金事業実施提案書
（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）

令和　年　月　日作成

殿

代表者住所
団体等名称
代表者氏名
運営責任者氏名
電話番号

１　事業内容
　農業遺産等の情報発信（イベントや交通広告、SNS 等を活用した広報及び研修会の実施）

２　事業実施提案内容
　別紙のとおり

注１　電話番号は常時連絡が可能な代表者又は運営責任者の番号を登録してください。携帯電話の番号でも構いません。
注２　交付候補者の選定結果は、記載された所在地及び代表者宛に送付されます。

別紙

令和５年度

農山漁村振興交付金事業実施提案書

（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）
農業遺産等の情報発信（イベントや交通広告、SNS 等を活用した広報及び研修会の実施）

事業実施主体の概要

取組のポイント

１．事業実施主体

事業実施主体名	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

２．事業実施における全般的な現状と課題

※農山漁村振興交付金公募要領の趣旨を踏まえて記入してください。

３．課題に対する対応

※２で挙げた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記してください。

４．目標

※目指す将来像を踏まえ、本事業での取組内容に直結した目標（定量的な数値目標を含む。）を記入してください。

５．事業実施内容

※３に記載した内容及び公募要領別表２を踏まえつつ、本事業で取り組む内容について以下の項目毎に具体的に記入してください。

（１）集客力の高い催しを活用したPRの実施

（２）農業遺産の認知度向上のための交通広告の実施

（３）情報発信に関する研修会の実施

○農業遺産認定地域の情報発信に関する研修会 ○世界かんがい施設遺産の効果的な活用のための情報発信に関する研修会等

※研修内容のほか、開催場所、開催回数、講師等についても記載すること。

（４）効果測定の実施

※効果測定の手法についても記載すること。

６．事業計画とその経費の内訳（※　積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費　（単位:千円）

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①　＝②＋③＋④	②	③	④	

注１　取組内容は、「５．事業実施内容」と整合を図ること。

注２　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。

別添３

令和５年度農山漁村振興交付金事業実施提案書
（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）

令和　年　月　日作成

殿

代表者住所
団体等名称
代表者氏名
運営責任者氏名
電話番号

１　事業内容
農業遺産等の情報発信（教育コンテンツの作成等）

２　事業実施提案内容
別紙のとおり

注１　電話番号は常時連絡が可能な代表者又は運営責任者の番号を登録してください。携帯電話の番号でも構いません。
注２　交付候補者の選定結果は、記載された所在地及び代表者宛に送付されます。

別紙

令和５年度

農山漁村振興交付金事業実施提案書

（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）
農業遺産等の情報発信（教育コンテンツの作成等）

事業実施主体の概要

取組のポイント

１．事業実施主体

事業実施主体名	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

２．事業実施における全般的な現状と課題

※農山漁村振興交付金公募要領の趣旨を踏まえて記入してください。

３．課題に対する対応

※２で挙げた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記してください。

４．目標

※目指す将来像を踏まえ、本事業での取組内容に直結した目標（定量的な数値目標を含む。）を記入してください。

５．事業実施内容

※３に記載した内容及び公募要領別表３を踏まえつつ、本事業で取り組む内容について以下の項目毎に具体的に記入してください。

（１）教育コンテンツの作成

※意見聴取を行う専門家等についても記載すること。

（２）校外学習・出張授業プログラムの作成

※意見聴取を行う専門家等についても記載すること。

（３）作成した教育コンテンツの広報

（４）効果測定の実施

※効果測定の手法についても記載すること。

６．事業計画とその経費の内訳（※　積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費　（単位：千円）

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①＝②＋③＋④	②	③	④	

注１　取組内容は、「５．事業実施内容」と整合を図ること。

注２　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。

別添４

令和５年度農山漁村振興交付金事業実施提案書
（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）

令和　年　月　日作成

殿

代表者住所
団体等名称
代表者氏名
運営責任者氏名
電話番号

１　事業内容
農業遺産等の情報発信（多面的機能等に関するシンポジウム等））

２　事業実施提案内容
別紙のとおり

注１　電話番号は常時連絡が可能な代表者又は運営責任者の番号を登録してください。携帯電話の番号でも構いません。
注２　交付候補者の選定結果は、記載された所在地及び代表者宛に送付されます。

別紙

令和５年度

農山漁村振興交付金事業実施提案書

（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業
（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）
農業遺産等の情報発信（多面的機能等に関するシンポジウム等）

事業実施主体の概要

取組のポイント

１．事業実施主体

事業実施主体名	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

２．事業実施における全般的な現状と課題

※農山漁村振興交付金公募要領の趣旨を踏まえて記入してください。

３．課題に対する対応

※２で挙げた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記してください。

４．目標

※目指す将来像を踏まえ、本事業での取組内容に直結した目標（定量的な数値目標を含む。）を記入してください。

５．事業実施内容

※３に記載した内容及び公募要領別表４を踏まえつつ、本事業で取り組む内容について以下の項目毎に具体的に記入してください。

（１）多面的機能等に関するシンポジウムの開催

（２）教育機関との連携活動の推進

（３）効果測定の実施

※効果測定の手法についても記載すること。

６．事業計画とその経費の内訳（※　積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費　（単位：千円）

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①＝②＋③＋④	②	③	④	

注１　取組内容は、「５．事業実施内容」と整合を図ること。

注２　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。